

京都市告示第 92 号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年6月12日

京都市長 榎本頼兼

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	山科大塚経80号線	山科区大塚北溝町53番地の5地先 同町55番地の1地先		
2	山科大塚緯59号線	山科区大塚北溝町53番地の11地先 同町50番地の1地先		
3	周山1号線	右京区京北周山町泓4番地地先 同区京北周山町下太田25番地の1地先		
4	周山2号線	右京区京北周山町下太田32番地の3地先 同町31番地の3地先		
5	醍醐緯216号線	伏見区醍醐狭間7番地の5地先 同町1番地の2地先		
6	醍醐自歩3号線	伏見区醍醐山ヶ鼻18番地の1地先 同区醍醐連蔵14番地地先		
7	上鳥羽南部緯4号線	伏見区竹田向代町105番地地先 同町106番地地先		
8	上鳥羽南部自歩1号線	伏見区竹田向代町104番地地先 同上		

(建設局土木管理部道路明示課)